

拡張アメダス気象データに関するライセンス契約書

株式会社気象データシステム（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、乙が拡張アメダス気象データ（以下「本著作物」という）を使用して製作したツール及びソフト等（以下「本件成果物」という）を乙以外の者（以下「第三者」という）に提供することに関して、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は、乙が本件成果物の製作のために本著作物を使用するにあたり、甲乙双方の遵守事項を取り決めることである。

（本著作物の使用の条件）

第2条 乙は、本件成果物の製作のために本著作物を使用するにあたっては、本著作物を購入するか、または、甲と別途ライセンス契約を結ばなければならない。

（本件成果物の名称等）

第3条 本件成果物は以下の通りとする。

(1) 本件成果物の名称

〇〇〇〇

(2) 本件成果物の仕様

〇〇〇〇

〇〇〇〇

(3) 本件成果物を提供する期間

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日より本契約の有効期間中継続的に提供する。

（本件成果物が使用する本著作物の範囲）

第4条 本件成果物が使用する本著作物の範囲は、以下の通りとする。（以下の1～3は一例）

1 2001年～2010年の拡張アメダス気象データに基づく標準年拡張アメダス気象データに含まれる〇〇地点（・・・）の外気温、絶対湿度、全天日射量及びそれらを加工したデータ。

2 2010年（実在年）拡張アメダス気象データに含まれる〇〇地点（・・・）の全気象要素の時刻別データ。

3 1981～2000年の拡張アメダス気象データに基づく〇〇地点（・・・）の設計用気象データ。

（本件成果物の要件）

第5条 甲は、本件成果物が第4条の気象データを提供することが主目的と判断できるとき、第4条のデータを付する必然性が無いと判断できるとき、あるいは甲が不利益を受ける可能性があるときと判断できるときは本件成果物の公開を許可しない。

2 甲は、以下の条件のもとに、乙が、第3条の本件成果物を作成するにあたり、第4条の気象データを本件成果物に含めることを認める。

(1) 本著作物から第4条の気象データを作成する作業は乙が行う。

- (2) 乙は、本件成果物を使用する第三者が、本件成果物から第4条の気象データを取り出して本件成果物の使用以外の目的に使用することができないような措置を施さなければならない。
- (3) 乙は、本件成果物を使用する第三者が、複製等により、第4条の気象データを他者に提供してはならないことを明示する。
- (4) 乙は、本件成果物に、本著作物を使用したことを明示する。
- (5) 乙は、乙が提供した本件成果物により甲に損害が生じた際は損害の程度に応じ、年間ライセンス契約料の範囲内で保証する。

(ライセンスの期間)

第6条 使用を許可する期間は、〇〇〇〇年〇月1日から1年間とする。ただし、期間終了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって1年間延長し、以降も同様とする。なお、同一条件で延長する場合は、本契約書をそのまま適用し、更新は行わないものとする。

- 2 本契約の終了後は、乙は有償・無償に関わらず、本件成果物及び第4条の気象データを第三者に提供してはならない。
- 3 本契約の終了後は、乙は本件成果物の製作者等の関係者に契約が終了したことを直ちに周知するとともに、サーバーやコンピュータ等に置いた第4条の気象データをすべて抹消しなければならない。但し、甲は、乙がその原盤のみに第4条の気象データを保有することを認める。
- 4 本契約の終了後は、乙は、本件成果物を使用する第三者に、当該第三者がサーバーやコンピュータ等に置いている本件成果物を、速やかに抹消させなければならない。

(本件成果物の提供の対価)

第7条 乙は甲に対し、本件成果物を第三者に提供する数に応じ、対価（従量対価）を支払う。従量対価は提供1件当たり〇〇〇〇円とし、年間提供数の実績に基づく年払いとする。年間提供数の実績が不明の場合はその予測数とし、甲、乙の協議によって定める。

- 2 甲および乙は、経済事情等に著しい変化が生じたときは、本契約の従量対価について、互いに協議を申し入れることができる。なお、当該協議が整わなかったときは、乙は従前の対価を引き続き支払うものとする。

(本件成果物の公開)

第8条 乙は、本件成果物を公開する際には、本件成果物が本著作物を使用していることを明示する。

(秘密保持)

第9条 甲および乙は、本契約の締結およびその内容を含め、本契約の履行により知り得た相手方の技術上、営業上および業務上の一切の秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとする。

(協議)

第10条 本契約に定めなき事項、または本契約の解釈に疑義のある事項については、本契約当事者の協議により友好的に解決するものとする。

(紛争処理)

第11条 甲および乙は、本契約に関する訴訟の第一審の管轄裁判所を鹿児島地方裁判所とすることに同意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が各1通を保管する。

〇〇〇〇年〇月1日

(甲) 鹿児島市高麗町10-19-1105
株式会社気象データシステム
代表取締役 赤坂 裕 印

(乙)